

御質問の概要と本市の考え方

	質問の概要	本市の考え方
1	公募要項3ページ「ウ 賃金水準の変動への対応」にある別添「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」はどこにあるか。 また、指定管理者 業務の基準の目次にある「添付資料 建物・設備機器維持管理業務一覧」はどこにあるのか。	「横浜市寿町健康福祉交流センター指定管理者の選定」ウェブサイトに追加掲載しました。
2	共同事務スペースの運営団体について、今後のスケジュール等はどうなっているのか。	共同事務スペースの具体的な機能及びあり方の検討と合わせて調整中です。
3	寿町総合労働福祉会館の時と同様に、路上生活者が施設敷地内に荷物を置き続けることや、大量の荷物を持ってラウンジ等を利用することが想定される。対応について横浜市の考えはどうか。	地方自治法第244条第2項及び第3項では、住民の施設利用について、正当な理由なく拒むこと及び不当な差別的取扱いをすることを禁じています。その上で、横浜市のホームレスの自立の支援等に関する実施計画を参考にしてください。また、現状と対応についてのお考えがあれば、事業計画書の中でご提案ください。
4	一般公衆浴場について、業務委託できるのは受付業務に限られるのか。	管理運営のすべてを委託することはできませんが、設備機器管理業務として温水器・ろ過機等の管理や清掃業務等も委託することができます。
5	火災保険に加入する必要はないのか。	本市が指定管理者に求めるものではありません。また、指定管理者がリスク管理の点から加入することを妨げるものでもありません。
6	事業計画書について、1項目につき1枚以内等の枚数制限があるか。	特に枚数の制限はありませんが、簡潔にご記載くださいますようお願いいたします。
7	記載する際の字体は、設問と同じ字体や文字の大きさである必要があるか。	字体、文字の大きさに指定はありません。しかし、誰もが読みやすいものにしてください。
8	提案内容に関する資料を別紙として添付することができるか。	資料を添付する場合には、必要最低限の量として、簡潔なものとしてください。 どの資料の添付資料か、わかるように資料番号の枝番号を付してください。